

ドイツ新自由主義の誕生とワイマル末期の政治

小野清美

1 はじめに

「新自由主義」の潮流は国際的に見て一九三〇年代半ばに姿を現した。その特徴は、独占化と国家の保護主義へと帰着したレセフェール資本主義への批判、価格メカニズムの作用する競争的市場経済の擁護とそのための国家の政治的役割の重視にある^①。後に「秩序自由主義 Ordoliberalismus」と呼ばれるドイツ新自由主義の旗揚げは一九三二年と目されており、W・オイケン、W・レプケ、E・v・ベッケラートら国民経済学者、経済学・社会学者A・リュストウ、法学者F・ベームなどとその代表的担い手である（MⅡアルマックは後年になって初めて合流）。レプケとリュストウは別としてナチ体制下での問題を含んだ活動をしつつ（MⅡアルマックは入党、一九三八年フライブルク・クライイスの結集、四二年夏フライブルク・ボンヘッファー・クライイスの結集と戦後再建にむけた覚書の作成、四四年ベッケラート研究会の結成をへて、戦後には雑誌『ORDO』を創刊し、西ドイツ社会的市場経済の船出と新秩序の形成に影響を与える。筆者はこの過程を、「新自由主義」と

して名乗りを上げた彼らが、ナチ体制下での活動と反ナチ抵抗をくぐり深い時代批判に取り組む中で、国内残留組の暗黙の自己批判をも含みつつ、トマスの *Ordoliberalismus* 思想やカトリック社会論をも摂取して「秩序自由主義」へと思想的展開を遂げていく、と考えている^②。「秩序自由主義」は、経済秩序・社会秩序・政治的法的秩序など人間の諸生活領域の相互連関・相互依存において「人間と事物の自然的秩序」を志向する独自の变种であり、市場の競争に効率至上主義のアングロサクソンの新自由主義とグローバリズムが席卷する今日、ますます興味深い研究対象である^③。

この潮流については、かつては反ナチ抵抗という面が前面に押し出されていたが、今日では雨宮昭彦の著作や関連論文に見られるように、ナチ体制との一体化が強調され、ナチズムこそ「秩序自由主義の揺籃」だったとする見解さえ打ち出されている^④。こうした動向の一つの画期をなし、論拠をも提供し、典型例をなすのは、D・ハーゼルバツハの『権威的自由主義と社会的市場経済』（一九九一年）である。「社会理論」としてこの潮流を分析した同書は、H・ヘラーがパーペン内閣を特徴づけ

た「権威的自由主義」という概念を適用して、ワイマルの政治的破局とともに責任を負うべき思想潮流だと評価した。初めから議会民主制を批判した彼らは、シュミットの国家憲法体制の立場を共有し権威的大統領体制を正当化しただけでなく、彼らの自由観念は独裁的権力を伴う「強力な国家」の保護下でのみ実現されるものだ、というのである。これより先、クローンは「自由主義の自然法的理性」の退化、議会主義化・権力分割などの自由主義の中心的な政治的規範の放棄だと非難した⁴。その際ハーゼルバツハらはワイマル議会制の実情をなら検討せず、大統領政府体制についてもナチスの露払いとする従来の通説を自明の前提としている。筆者は旧稿で、ワイマル末期政治史の分析抜きにはそうした評価の適否は判断できないと留保しておいたが、今なお影響力をもっているそのような典型的評価を検討することは避けて通れない。この間にますます顕著になってきたワイマル共和国研究の新しい動向を踏まえつつ、この思想潮流の誕生の状況を正確に捉えること、これが本稿の課題である。それは同時に、経済史的側面からワイマル末期政治史に多少の光を当てることにもなる。

2 国家的危機の前夜——一九二九年リュストウ講演

(1) 時代背景

一九二九年七月五日リュストウは、ベルリンの政治大学で「民主制の枠内での独裁」という講演を行った。これは後にいう秩序自由主義潮流が最初に姿を現したものだとも言え、その刺激的なタイトルと相まって研究者たちがこの潮流について右のような評価をする重要な論拠をなしている。当時はまだ世界恐慌勃発前だとはいえ、すでに早くからワイマ

ル議会民主制の問題は露わになっており、また、ライヒ改革（国制改革）問題を中心に憲法改正論議も進行していた（前掲拙著第二部第一章参照）。

周知のようにワイマル共和国は政治的不安定に苛まれた（内閣の平均在任期間は九ヶ月）。その議会制統治は、大統領非常大権の度重なる発動（一九二三年だけでも四二回）で初期の危機を乗り切った後も、構造的な不安定要因を抱えたままであった。すでに二五年から二七年にかけての三つの中道派少数内閣（ルター、マルクス）は、数週間の交渉と祖国のために諸政党に譲歩を訴える大統領の権威の行使を伴ってきわめて大きな困難のもとで成立し、どの内閣も一年ももたなかった⁶。紆余曲折の末二七年一月末に成立した第四次マルクス内閣（Z、DVP、DNVP）もライヒ学校法案をめぐる対立から危機に陥り、二八年三月国会解散、五月総選挙となった。

選挙はSPDの勝利と中道右翼連合、とくにDNVPの大敗をもたらした。この結果に基づいて大統領はワイマル連合を基礎とした内閣形成をヘルマン・ミュラーに委託したが、ミュラーが専門大臣として留任を求めたシュトレゼマンがワイマル連合内閣への入閣を拒否したため、大連合内閣（DVP、BVP、Z、DDP、SPD）の形で新政府が成立した。五党が連合会派の形成を拒絶したこの内閣は「政府与党会派の形成なき議会制内閣」であり、加えてDDPとZが「フリーハンド」を留保するというきわめてもろい基盤しかもたず、当初より行動能力の弱体さという問題を抱えていた⁷。ミュラーは議会制デモクラシーの今後に深刻な危機感を抱いていたが、自分の党にもリーダーシップを発揮できない状況にあった。ちなみにリベラル左派のE・レーダーは一九二八年に、政治指導がますます困難になる袋小路、内閣と議会・諸政党の関係

を問題にし、これでは「どのようにして統治できようか」「政府はいかにして行動能力をもちえようか」、「偉大な政治的指導の可能性のないデモクラシーとは何であろうか」と問うた。⁸⁾

(2) 「民主制の枠内での独裁」——リュストウの憲法改正提案

リュストウの講演はそうした状況の中で行われた。その内容を検討する前に、彼はどのような立場にあったのか、その経歴を一瞥しておく。彼は一八八五年生まれで、学位取得後はギリシア・ラテン古典関係の出版社に勤めながら古典文献学の分野で教授資格論文を執筆した。その経緯は不明だが、第一次大戦から急進的なマルクス主義者として帰還し革命に活発に関与した。また、二〇年代初めにはリベラルな指導者のもとにあった「青年ドイツ同盟」(一九一九年創立)に参加し、階級なき社会というマルクス主義的理想を青年運動に重ね合わせていた。六月クラブで経済大臣ヴィツセルらと知り合ったことを契機にライヒ経済省に入りカルテル問題、独占問題を担当した後、一九二四年に「ドイツ機械製造業協会」(VDM A)の経済政策部門の指導者を引き受け、三三年夏トルコに亡命するまで、企業家層や政府高官とも接触でき少なからぬ影響力のあるこのポストから、経済政策的分析と提言を続ける。思想的には、国民経済学者F・オッペンハイマー——資本主義とマルクス主義的共産主義の間の「第三の道」「リベラルな社会主義」をめざす——との出会いやその弟子たちとの交流のなかでマルクス主義的社会主義からの転換をとげたあと、ますます明瞭に自由主義陣営に移行し、①「封建主義」(独特の用語で独占もここに入る)のあらゆる形態とその残滓との闘い、②資本主義的市場経済の限界内での社会政策という立場にたっていた。⁹⁾

この間に、経済省時代のリュストウは、当時の政党と議会への失望からシユミットの議会制批判に大きな印象をうけて、それと類似する論理で、議会主義のイデオロギーは初期資本主義の時代のもので、帝国主義段階の資本主義には「民主主義独裁」が適合的だと書いたりもしたが(兩宮前掲書、一〇八頁: M. Rust, S. 29f.)、しかし、確信的自由主義者に転じていた二九年のリュストウはその当時とは全く異なる立場に立っている。

さて、彼の講演¹⁰⁾が行われた頃には、H・ミュラー大連合内閣の危機が宰相自身「議会主義の破産」と永続的な憲法危機への懸念を表明するほどに顕在化しつつあった。講演の冒頭でリュストウは、眼前の政治的現状を「持続的に進行する政治的解体」と特徴づけ、その原因を何よりも「責任からの逃避、政治的責任の中立化という暗黙のシステム」に求め、どの党も政府を自ら引き受け責任を担う必要性に全く思い至らない、そもそも本来的に野党しか存在しない、と連合政府とその諸政党を批判した(S. 89-92)。

リュストウは、そのような国家指導部に対する国民大衆の不満・不信の鬱積——日々行われている否定的な人民投票、「ネガティブなアクラマティオン」——から、国家指導をデマゴギーに取って代え拍手喝采を当てにするデマゴギーが権力を掌握する事態が生じうることを警告した。今日の状況が続けばたぶん数年の内に状況が独裁に適する瞬間が疑いなく訪れ、そのときには蓄積した政治的起爆剤の爆発によって、見逃せない重大な厄災が生じるだろう、と(S. 92f.: 94)。この予感的中するわけだが、彼はそのような国家危機の前夜において、「諸関係が一二時直前になる」前に、憲法改正による活路を提起した。

提案された憲法改正は以下の三点である。(A)宰相のみが議会に責

任を負う。(B)一定期間宰相の地位を保証する。具体的には、不信任には「資格づけられた多数派」を要するという事実上建設的不信任に近い提案。(C)宰相の指導力の發揮を保証する制度の提案。すなわち、連合関係のために議会多数派を獲得できない措置でも、三分の一(「資格づけられた少数派」)の支持があれば遂行できるようにし、事後に議会の信を問うこと。これをリュストウは、その期間が過ぎれば議会の審判を受けるという意味で「執行猶予期間つきの独裁」と呼んだ。ところで、Aについて彼は、旧帝国憲法の宰相の地位に対応すると言い、「本質的にビスマルクに回帰する第一歩」だとしたが、彼の構想は、議会には責任を負わないビスマルク憲法の宰相の地位とは本質的に異なることに注意せねばならない。彼の提案は、大臣たちが自分の会派に拘束されて統治の責任を負わず宰相の指導力を殺いでいる現状に対して、彼らを「宰相の補佐」とすることを狙ったもので、この限りでのみ、宰相が各省長官の上司であった帝政期と対応している。Bに関してリュストウは、民主制と矛盾しない、それどころか「民主制の維持」のための「期限付きの独裁」だとした(S. 97ff.)。

こうした憲法改正提案の特徴ないし意義は次の点にあらう。第一に、その眼目は政治指導の確立、それも宰相による指導＝首相制という形態での行政の優位の確立であり、そのための宰相の地位の強化である。その場合、M＝ルストも指摘するように、彼はイギリス・モデルを念頭におこしている(S. 99f.; M. Rust, S. 40)。ところで、シュミットは『憲法理論』(一九二八年)において、共和国には指導者が二人いると指摘した。大綱を決定し議会に対して責任を負う宰相は大統領に対してすら指導者として現れうるが、現実の宰相の地位はこれにはほど遠く、他方で、全国民の直接選挙で選出される大統領は世襲君主のように単なる中

立的第三者でなく、格別に強い意味において政治家かつ政治的指導者となりうる^①。国家危機がまだ顕在化していないこの時点で、リュストウはシュミットに異を唱え、大統領が「憲法の番人」ならばその地位は「日常の能動的な政治的指導者の地位とは全く異なる地位」であり、「固有の政治指導者」とすることは憲法の趣旨に反するとし、政治指導者・執行権力の長として宰相の地位を強化しようとしたのである。彼は、しばらく後のオイケンへの書簡において、この憲法改正提案を端的に「今日の似非民主制の機能不能性」からの「不可避的な救済策」だと特徴づけた^②。

だが、雀部幸隆が新著で強調したように、「自然法民主主義」の母国アメリカでも長い議会制デモクラシーの伝統をもつイギリスでも行政府優位が冷厳な現実であることを考えれば、リュストウの提案にはワイマル末期にとどまらない普遍的な問題提起が含まれている。彼の講演のあと討論にたつたH・ヘラーが、構造的に異なる民主制と独裁を接合することはできない、必要なのは議会の活性化だと陳腐で楽天的な批判をしたのに対して、彼はこう反論した。「独裁」の語を用いたのは今日のポピュラーな議論に合わせたからで、自分の提案は「民主制自体の、しかも厳格な、中央的に指導される民主制の、内的な構造的な必要から」出て来る、「民主制の内的な完成を試みるための提案」であり、「理性的民主制」を目指したものだ^③(S. 103, 110)。

第二に、リュストウによる政治指導者の要求は、戦前来の非合理的な指導者待望論と明確に区別されねばならない。ワイマル末期には国法学者の間でも指導者の人格や資質や育成の仕方など理論的に規定されず、非合理的な大衆歓呼による指導者が待望された^④が、彼はこれと明確に一線を画している。彼は、一九世紀の「天才的で強力な指導者」へのロマ

ンティックな待望論、個々の国民やその具体的な生活のはるか上にある天才的指導者が「秘密に満ちた仕方」で「自己を貫徹する、というような期待を批判し、「日々の政治生活の河床たる憲法」の改正によって、政治的能力と意欲を備えた人物が宰相の地位を目指し、実際に強力なリーダーシップを発揮できる体制を整えようとしたのである (S. 101, 111)。

自分の提案が実現されれば、宰相が党組織や政党連合状況をこえて直接国民に訴えかける可能性¹¹ プレシットな力をもって指導力を発揮できるようになり、これとともに官僚制に対する宰相の地位も変化し、宰相が官僚制の頂点に立ち、彼と官僚制の間に強い結合感情が成立すると期待した (S. 99, 111)。こうした構想には、戦中來 M・ウェーバーも追求していたような指導者民主制論、マシーンを使いこなす指導者民主制に通じるものがある。

第三に、以上の点と密接に関連して、リュストウはこの講演で国家、指導者、国家市民の関係についてこう述べた。「国家は国家の中に結びつけられている全成員の政治的生活の全体的形態」であり、指導者は国民から超然とした存在ではなく全員のなかの一人にすぎない。国家市民の大衆は「ちゃんと指導される」という当然の要求をもつが、今日まさにこれが満たされていない。だが、同時に彼ら自身上に立つ指導者の単に下にある存在ではなく、「国家はそもそも国民の政治生活の全体的形態以外の何ものでもない」のだから、「各個人は彼の場所での政治的生活の彼の部分を担っている」と (S. 101, 102)。ここには国民の原理的な政治的平等を前提とした上での機能的な指導・被指導関係、そして、戦前のような国家と人民の二元的な分離・対置ではなく国家を担う政治的存在としての国民という民主的國家理解が読み取れよう。

こうして、「独裁」という流行の言葉を用いたリュストウの憲法改正

提案は、独裁を目指したもので代議制や民主制への原理的な敵対から出たものでもない。コンツェはこのリュストウの講演に触れて、彼を「自由主義的社会的民主制の情熱的な擁護者」と呼び (1967, S. 188)、M・ルストは、「問題だったのは民主制の廃止ではなく、改革によるまさにその最後の、必死の救済だ」と評価した (M. Rust, S. 53)。そもそもリュストウは憲法改正案が当時の国会で三分の二を見いだせるなどと考えていなかったが、実現のための具体的手だてを提起できないままであった。彼の深い危機感、このまま行けば「諸関係が一二時直前になるまでに先鋭化し、恐るべき転覆に直面して最後の瞬間に、もつと望ましくもない出来事を防ぐためにその種の (＝国会解散・国民に訴えての憲法変更のような) 措置をとる決心をする」ことになりかねないという言葉に示されている (S. 100)。その後の経過は大統領内閣による数次の国家非常事態計画という形で、この警告を裏書きすることになった。

3 社会国家の悲劇と議會制的統治の自壊

(1) 大連合の決裂とブリュニング大統領政府へ

さて、リュストウの講演後、二九年秋から冬にかけて州議會選挙が行われ、すでにナチスが顕著な台頭の兆しをみせていたが、世界恐慌勃発後には失業者が急増、失業保険制度改革をめぐる対立から政治的危機が先鋭化する。このとき、労組やDVPが受け入れる用意のあったブリュニングの妥協案を拒否したSPDは、コンツェがつとに指摘したように (1967, S. 207)、危機に瀕した議會制体制の救済という国家政策よりも社会政策を優先したのである。ヤング案可決の課題¹² 賠償問題という外圧によりかろうじてまとまっていた最後の議會制政府は、その批准後

三月二七日に崩壊し、翌日大統領はプリューニングに組閣を委託した。

ヒンデンブルクとその周辺は大連合の命脈が尽きかけた三〇年初頭以来大統領内閣を現実的選択肢として考慮し始めていたが、この時政府形態の転換を推進したのはマイスナー、シュライヒャーら大統領周辺であった。ただし、これに先だって、政府を形成するという中心任務において議会が無能であったことが看過されてはならない。コンツェ、H・シユルツェやH II H・ハルトヴィツヒは、大統領自身はなおも議会多数派に政府を委ねる用意があったにもかかわらず議会・諸政党がこの点で無能だったことを民主制挫折の重要な原因とみている。¹⁶ 当時ミュラー退陣を不可避にしたSPDの態度に対する党内批判の先頭に立っていたヒルフアディングは、政府交代直後に注目すべき発言をした。「議会がその基本的で最も重要な機能、つまり政府を形成することにおいて無能であるならば、ライヒ大統領の権力が議会の犠牲において、そして議会の罪責によって拡大され、ライヒスタークが果たし得なかった機能をライヒ大統領が遂行せねばならない」。彼は三元的構造をもつ憲法からして「このことには疑問の余地がない」とし、この事態を不可避にした「議会のこの麻痺」、とくに「大連合を崩壊させればもはや議会制政府の形成は当面そもそも不可能であった」状況——これを宰相ミュラーも自分の党の指導部に何度も警告していた(Hilber, S. 725)——において責任を放棄した自分の党を厳しく批判した。¹⁷ こうして、良くも悪くも大統領内閣は残る唯一の選択肢だったのである。

ところで、議会制的統治自壞の直接的契機は失業保険問題だとしても、背後には共和国の基礎にかかわる根本的な次元の問題があった。ルール争議が示すように階級闘争が激化した状況で、とくにクローズアップされたのは労働市場に関わる社会国家制度、強制仲裁制度であり、こ

の問題を筆頭にワイマル末期には「社会国家」の問題が鋭い焦点となった。この事態は「社会国家」に対する右翼の攻撃という図式ではとても片づけられない。オイケン、リュストウ、レプケらも社会国家の現実を鋭く問題にした。

(2) ワイマル社会国家批判

リュストウは一九二九年に、前年(一月—二月初め)のルール争議を論評する一文を書いている。¹⁸ 労働時間問題(二交代制から三交代制への移行)と賃金引き上げを争点としたルール争議は次の経過をたどる。労働者側にたった地域仲裁官の時間給など賃金引き上げの仲裁裁定を企業家側が拒否し、労相ヴィツセルの拘束力宣言に企業家がロツクアウトで応じた。一月末政府が内相ゼヴェリングを特別仲裁官に任命、ゼヴェリングは労働時間問題で労働者側寄りの、賃金問題で使用者側寄りの裁定をだし収拾にこぎ着けた。¹⁹ リュストウは、政府による争議終結の仕方を国家の権威にとつては「少なからぬ黒字」を意味すると評価しながら、ルール争議が露わにした共和国の仲裁制度を問題にした。

そもそも仲裁制度は、共和国初期の危機的状況の中で授権法に基づいて発布された一九二三年一月三〇日の「仲裁条例」——戦中の「祖国勤労奉仕法」の規定の延長上にある一九一九年一月の動員解除令を基礎に官僚によって作成された——によるものである。この仲裁条例に基づき一九二四年—三二年の間には総計七万七〇〇〇件強の仲裁が行われ、このうち四〇〇〇件近くに拘束力宣言がだされ、世界恐慌前夜でみると、労働協約がカバーする全被用者の三分の一が強制裁定によって補足されていた(仲裁件数の三分の二が強制仲裁で、自発的な労働協約締結は、三分の一弱)。²⁰

リュストウは、この制度がインフレ収束後の異常な低賃金を正常なレベルへとスムーズに回復させた功績を認めている。その上で彼は、第一に、賃金が回復した時点をこえてなお仲裁実践が継続され、ルール争議では、新労相ヴィツセルの賃金抑制策にもかかわらず、地域の労組代表が従来の仲裁実践を追求して「古い仲裁自動機構」が動き出したと批判する。彼は従来の仲裁実践の臨界点を一九二七年秋に求め、ルール争議を「ドイツの仲裁制度の少なくとも一年来潜在していた危機」(S. 590)の先鋭化だとしたが、これは後の経済史家の見解とも一致している。好況の二六／二七年は賃金運動を広範囲に解き放ち、とくに二七年の官吏俸給引き上げが公共部門労働者・職員だけでなく民間の労働者をも大いに刺激し、同年秋には数百万の被用者が賃金協約期間満了以前に賃金闘争を開始した²¹⁾。後にその見解に立ち入ることになるボルヒャルトは、使用者は二七年までは耐えることができたが、二七年から二八年への飛躍が耐えられなかった、データは当時の使用者の判断が正しいと確証していると述べている²²⁾。

第二に、リュストウは、仲裁機構の頂点たる労働大臣を一貫して労組代表が占め、仲裁制度ではつねに被用者側が優越する実情を、ドイツ「革命」の後に残った影響ゆえの「一面的な均衡状態」だと批判した。第三に、その結果、国民経済の中心構成部分(賃金政策)がライヒ政府の経済政策との統一的連関から切り離されるという弊害、および「政治的に決定される賃金水準」には国民経済的な最適賃金の限度内にとどまる保証がないことを、「国民経済と全体の利益の立場から」みて重大な問題²³⁾だとした(S. 590f.)。

第四に、彼は仲裁制度における戦前からの連続したメンタリティを指摘し、国家と社会の関係を問題にした。「数世紀来ドイツの公的生活を

刻印してきた官憲国家的構造」が、社会的闘争における自己責任・自己規律の発展を阻害したのだと(S. 593)。仲裁制度は、形成過程からも窺われるとおり、一方では革命後の力関係と共和国初期の政治的危機の所産だが、他方ではアーベルスハウザーも言うように、後発国ゆえに逆説的に国家的社会政策の早期の成立をみた帝政期以来の連続性の中にあつた²⁴⁾。ベアによれば、動員解除令を経由して権威的要素が集団的労働法に継承され、仲裁制度は協約パートナーの間で合意を実現すべき道具から、国家的に定義された労働関係の基礎をなす制度へ変質した。このため、自由労組系被用者が仲裁制度を経済民主主義への要求と結びつけ協約自律性を自発的に放棄したことに対して、労組指導者の中からも危惧する声があつたという(J. W. Bahr, S. 382-385)。

つまり、リュストウはワイマル社会国家の一つの根幹をなす仲裁制度について、二八年以降は資本の収益を無視した国民経済的にみて高すぎ賃金、賃金の政治的決定とそれによる市場法則の阻害、協約自律性の阻害を指摘したのである。彼は、ドイツの経済恐慌を分析した一文でも次のように述べた。ドイツの恐慌は単に世界恐慌の一環ではなく、二七年末以来持続的に進行していた「過度に上昇する生産コストと低下する生産性の危機」である。過重な生産コストの要因は多々あるが(賠償、税負担、独占価格、鉄道や郵便料金引き上げ、関税引き上げ、官吏の俸給引き上げ・賃上げなど)、なかでも弾力的な市場価格形成を免れた独占価格、市場経済的に合理的な限度を軽率にこえる「政治的な、および半ば政治的な価格形成」が問題だ。ドイツの恐慌は「半ば社会主義的な『経済民主主義』の危機、社会政策の限界をこえた実践、市場経済の自己制御の繊細なメカニズムを尊重せずに市場経済の受益者たらんとする国家社会主義の危機」だと。レプケもドイツの経済恐慌の前史を重視

しワイマル期の経済政策的介入、つまり補助金、高度保護関税、価格固定、賃金水準の操作という構造的な問題を「経済機構に継続的に投げかけられた大量の砂」と呼んだ。²⁵⁾

オイケンは一九三〇年二月のリュストウへの書簡で、われわれが断固擁護する自由貿易と今日の「半社会主義的社会政策」は両立し難いと、二五年以来の関税政策とともに、とくに「反自由主義的原则」からの賃金政策が経済硬直化の元凶だと批判した。ここで勝利しているのは「ほかならぬ社会主義的・政治的教条主義」であり、今日の社会政策は常軌を逸している。リュストウもこれに応えて、自分はこの数年来「破局的な賃金政策・社会政策」、「自分が乗っている枝をノコギリで切り落とすことに主要なエネルギーを注ぐ、完全に不合理な全社会政策」を批判してきたと述べ、また、高度保護関税と今日の賃金政策の並行関係、それらのメンタリテイの強い親縁関係を指摘した。²⁶⁾

以上のように、独占や高度保護関税への批判とセットであるが、過度な社会国家性、とくに賃金政策が強く批判された。これを単純に企業家側の社会国家解体路線への肩入れなどとみなすことはできない。背景には、連邦共和国基本法におけるよりも高度なワイマル期の社会国家性（アーベルスハウザー）とワイマル期経済との不均衡という厳しい現実があり、リュストウら同時代の経済学者によるワイマル干渉国家・社会国家の実情の把握は、後の経済史家の有力な見解と広範囲に一致しているのである。

(3) ボルヒャルトの所説との符合

周知のように、ボルヒャルトは一九七九年から八〇年にかけてワイマル期経済について問題提起を行い、これをめぐって「ボルヒャルト論

争」と呼ばれる白熱した論争が長く続いた。それは、彼の二つのテーゼがまさにワイマル共和国の社会国家性の具体的な現実を問うことを意味し、従来の歴史像を修正する射程を持っていたからにはかならない。彼自身、後に、自分の説はワイマル共和国没落の責任の割り振りに関するコンセンサスへの挑戦と受け止められたのだと述べている（1990, p. 137）。

さて、そのボルヒャルト・テーゼとは、密接な関連にある次の二つである。（A）二〇年代は、生産性上昇を上回る賃金上昇、資本蓄積を阻害する高賃金（「政治的賃金」）、投資不足を特徴とする「不正常な、病んだ経済」であった。（B）プリューニングのデフレ政策・財政均衡化政策は内外の強制状況（通貨金融上の制約、財政政策上の制約、当時広範囲に存在した反インフレ合意）の産物であり、他に現実的選択肢はなかった。²⁷⁾ 他方、論争のなかでこれを反駁する主要論点——賃金指数の取り方や依拠した Hofmann の統計集の問題点のほかに——は、①賃金上昇は労働力需要増大のためであり高すぎない、②政治的意志さえあればケインズ政策を実行できたのであり、デフレ政策こそが危機を先鋭化させた、というホルトフレイリヒが代表する主張に要約できよう。

ボルヒャルトは一九九〇年にこの間の論争を踏まえ、リツチュルその他の議論をも援用しつつ A、B の論点とも詳細に再論した。B に関する彼の議論のうち、本稿の観点からは次の二つを確認しておきたい。デフレ政策への現実的対案を提起しえた勢力は存在せず、幾つかの議論はあったがプリューニングの退陣前には対案は公表されていないこと（この点では研究史も一致）、および、そもそも戦後ケインズ政策が成功した前提条件は国家の政治的安定と労使の合意・協調だが、まさにこれが当時欠如していたという指摘、である。テーゼ A についても、以下を主な

論拠にして改めて主張された。ホフマンの数字に依拠せずとも、他の指数（累積的実質賃金ボジション＝基準年で測られた実質時間賃金指数と労働時間当たりの労働生産性指数との比率）に照らして実質賃金は生産性より急速に増大し、「分配ニュートラル」（＝労働生産性の上昇と同率での賃金上昇）ではなかったこと、賃金上昇と税・社会支出の戦前比での劇的な上昇および資本コストの圧力による「長期の利潤圧縮」、高水準の独占化・カルテル化、国民所得に占める利潤シェアの低水準、国内の民間投資の弱さなど（1990, S. 126-143; 1983, S. 74-82）。

全体として彼は、「ポスト革命後の経済的政治的秩序」における賃金紛争の「特別に劇的な性格」、ワイマルの政治的経済的危機の構造的な性格とその深刻さを強調し「危機（恐慌）の前の危機」という論点を改めて押し出したのである。この時点までの論争を検討した八林秀一は、「政治的賃金」か否かはともかく生産性を上回る賃金と「強制状況」は論駁されていないと総括している。²⁹

その後、ボルヒャルトの議論のうち二〇年代の低い投資水準という主張については、シュペーラーやリツチュルによって否定され、両宮もこのことを指摘している。しかし、そのシュペーラーも工業投資の生産性の悪化・経済的低成長からボルヒャルトの「恐慌の前の恐慌」テーゼは主要国と比べて明確に確認されうるとしたのであり、リツチュルも二〇〇二年の著書でボルヒャルト・テーゼを大筋において確認し、さらに補強した。すなわち、テーゼAについては、部分的に否定し（二〇〇年代ドイツの投資水準は英米の中間に位置し格別劣位であったと言えないと）、重点を移動させて、二〇年代の投資活動に対する賃金の説明能力は乏しいが恐慌期の投資の経過に対してはきわめて大きな意義をもつとした。また、二〇年代の賃金コストが政治的回路を通じて上昇したとい

うボルヒャルトの中心主張をも支持し、「利潤圧縮」の主張も証明されうるとした。³⁰ テーゼB（強制状況）については、リツチュルは国際的條件＝「賠償レジーム」と景気刺激政策との非両立性を詳論して補強し、所与のマクロ経済的限定条件の下ではデフレ政策は唯一適切な対応であったと結論づけた（S. 23, 104ff.; 240f.）

要するに、ボルヒャルトは（そしてリツチュルも）、当時の企業家の主張の大部分が正しいとしているのであり、経済の実力との均衡を失した賃金形成・社会支出の激増という社会国家性の実情、共和国を安定させ正当性をもたらすはずの社会国家性が長期的には共和国を掘り崩すことになった悲劇を浮き彫りにしたのである。とくに、「生産政策」に対する「分配政策」優先が「ワイマル・デモクラシーの物質的基礎」だという指摘は、政治史研究においても受け止められるべき重要な論点である。³⁰

こうしてボルヒャルトの所説は、ワイマル社会国家の、ポスト革命後の力関係に規定された特定の歴史的段階における、実情を問題にすることによって、意図せずして、ドイツ新自由主義がワイマル社会国家を批判しつつ名乗りを上げる文脈を浮かび上がらせている。同時にそれは、後述のように、彼らがその際「経済国家」「多元主義」などシュミットの現状批判概念を援用した、そしてまた、シュミット自身がこれらの概念を用いたその背景でもある。とくに、この点に関わって重要なのは、ボルヒャルトが言うように、労使双方とも公然と「政治的賃金」と解釈していたことが賃金問題を政治問題にし、双方とも議会内外であらゆる政治的影響力を行使するようになり、こうしてワイマル共和国は「真に運命的な絡み合い」において分配闘争に巻き込まれた国家だったということである（1982, S. 181ff.; 189, 205; 1990, S. 144）。先のペーアも、労働

側こそ「政治的賃金」を公然と唱え、これを最大限利用しようとしたと指摘する (Vgl. Bahr, S. 187f.)。実際、ヒルファディングはブリューニング内閣——仲裁制度を維持——へ移行した後でさえ、戦前には労働組合の闘いは労働市場の社会的コントロールの問題だったが、今日では労働時間や賃金は政治の内容をなすと述べた (Hilferding, a. a. O., S. 386)。

以上のように、「賃金独裁」を非難し、「再民営化」つまりは「ワイマル妥協」の廃止を要求した使用者側の言い分に少なからぬ根拠があると承認するボルヒャルトの議論は、とりもなおさず通説への挑戦を意味し、「社会国家としてのワイマル共和国」という「規範的要請を動揺させた」(ピュタ)のである。リツチュルは既述の著書で端的に、ボルヒャルトは戦後に一般化するケインズ的手法を遡って適用しブリューニングの政策を批判することの非歴史性を明らかにしたことによって、伝統的歴史像を修正したと評価したが (S. 151)、リツチュルが指摘したそうした非歴史性は、戦後の議会制デモクラシーを尺度とするワイマル史研究の非歴史性と軌を一にしている。リツチュルの書が出た翌年、歴史家ピュタは別稿で述べたように、そうした通説が根本的に見直され「ワイマルの歴史の対象化」が進展していることを論じたが、その際にまさにボルヒャルトの議論を、その突破口を開いた決定的転換点として位置づけている。³¹⁾

4 国家的危機の深化と「新自由主義」の創立宣言

(1) 大統領政府体制

さて、新自由主義の思想がその中で育まれていたワイマル末期の政治過程に目を転じよう。すでにブリューニングのデフレ政策の評価に話が

及んでしまったが、その始まりに際しての一九三〇年夏の政府と議会の緊張から、緊急令統治に基づく本格的な大統領政府体制へ移行したのであった。国会が政府の予算措置を拒否、ブリューニングはこれを緊急令で発布、二日後国会は憲法第四八条第三項(大統領権力に対する議会の統制権)を発動して緊急令の廃止と内閣不信任を僅差で決議(二三六対二二二)、こうした推移のなかで政府は国会を解散、七月二六日に一九三〇年度予算と否定された緊急令を発布し、改選までの二ヶ月間、議会の緊急令廃止要求を一時棚上げして統治しうる態勢を整えたのである。

この一連の経過で問題だったのは、破壊的多数派しか形成しえない行動能力なき議会による政府の不信任(破壊的不信任)と統制権限の発動である。A・クンツが言うように第四八条の適用はそのような議会状況から不可避だったのであり、彼によれば、共和国を支持するトーマやアンシュッツを含め法学者の多数派がこの時の政府の緊急令や国会解散措置、さらに大統領の暫定的立法権や議会の統制権一時棚上げを支持し、さらに三一年中には経済的・財政的例外状況での大統領例外権力の適用が全く圧倒的に承認され、まだ残っていたその限定的解釈の擁護者は明確な態度表明を避けたという。³²⁾ 議会の麻痺がもつと深刻になってからだが、SPD法学者フレンケルも行動能力なき議会による第四八条第三項の濫用の不毛性・議会自身にとっての危険性を指摘し、第五四条(議会制条項)を建設的不信任規定にすることに加えて、議会が第四八条第三項を発動しても大統領は緊急令の存廃を人民投票で問えるようにするという憲法改正を要求する。³³⁾ 彼は「議会が議会主義のために滅びてはならない!」と警告したが、ここにいう「議会主義」は「議会至上主義」と解するべきであり、まさにA・ウェーバーらが非難した「議会絶対主

義」に対応する。ブリュニング緊急令統治への移行過程を分析したヴ
イツサーは、当時の憲法と歴史的文脈を踏まえて評価すれば、「緊急令
レジーム」は共和国の深い社会的危機の徴候であつてその露払いでも
原動力でもなく、ワイマル末期に「憲法の大統領制的側面は、共和国を
『越冬させる』ための唯一の可能性を提供した」と指摘したが (Wisser,
S. 437)、けだし至言であらう。

さて、ブリュニングのデフレ政策を、リュストウやレプケはボルヒ
ヤルトらと全く符合する論理——公共支出の異常な増大という過去の誤
った政策と初めて正規の高さに上昇した賠償年賦による国家財政的困難
の不可避的帰結 (レプケ)——で擁護し、「野蛮な、だが必要なエネル
ギーをもって」(同) 遂行されている財政健全化努力を支持した。「すべ
てはライヒ政府が、救済への唯一の道が通じている細い尾根を右にも左
にもバランスを失わずに渡りおおせるかどうかにかかっている」(リュ
ストウ) と。

そして、彼らは三一年夏頃から自由主義的経済政策の実現にむけて積
極的に活動し始めた。一つの拠点は、広範囲の人脈をもつリュストウが
組織化に尽力した「自由経済政策ドイツ同盟」である。この団体は、自
由主義的経済政策への転換と自由貿易維持のために実践的影響を与える
ことを目指しており、幹部会にはリュストウ、オイケン、レプケも属し
(議長はハンブルク市長カール・ペーターゼン、事務局長はリュストウ
がその経済政策部門の長を務めるV D M A のテオドア・エッシェンブル
ク)、学者たちの他に多数の銀行家、若干の高級官僚が参加していた。⁵⁵⁾
レプケはブリュニング政府が三一年初めに設置した鑑定委員会 (ブラ
ウン委員会) でも協働していた。また、一九三二年九月秘密裏に開催さ
れた「リスト協会」の会議は、投資と信用拡大による景気刺激をめざす

「ラウテンバッハ覚書」(ライヒ経済省のラウテンバッハがリュストウの
弟H・J・リュストウと協力しつつ作成した覚書) を審議したが、こ
れにオイケンとレプケは積極的に参加し、共にラウテンバッハ——景気
刺激だけでなく、カルテル価格への介入と賃金引き下げをも要求——の
計画を支持した。この会議の結果は、為替相場を危険にする内外の反応
を慮つて公表されなかったのであるが (Janssen, S. 418-423; Nichols, pp.
53ff.)。

ところで、M II ルストらによれば、リュストウは一九三一年に経済省
時代のタイプ打ち文書の欄外に加筆し、自分が二九年の講演で要求した
のは今ブリュニングが事実上、ある程度実現したような憲法状態の樹
立だったとし、二九年講演の憲法改正提案の要旨を改めて挙げている。⁵⁶⁾
ブリュニングとその緊急令統治は、彼が要求していた政治指導者とし
ての宰相および「民主制の枠内での独裁」に見えたのであろう。しか
し、一九三〇年九月選挙 (ナチ党が第二党に躍進) に衝撃をうけた経
済界やシュライヒャーを中心とする大統領周辺はナチ党馴致政策を追求
し、右寄り安定政権を目指してブリュニングを失脚させパーペン内閣
を誕生させる。ところが、思惑がはずれ、ナチ党が第一党になった三二
年七月末の総選挙の結果をうけてヒトラーが宰相職を要求した八月一三
日以後、馴致路線は破綻した。ナチ党と共産党が過半数を占める議会で
はナチ党と中央党が連合交渉を開始し、文字通り「憲法麻痺」、「国家非
常事態」というにふさわしい状況 (ヴィンクラー) になった。自己の存
続のためにも統治の任を果たすためにもこの議会と闘うほかなくなつ
た大統領政府は、ヒトラー権力掌握の阻止のため「生死を賭した闘い」
(内相ガイル) を決意し、「国家非常事態計画」に歩み出すのである (拙
著第二部第二章参照)。

この計画はパーペンの失態から頓挫するのだが、これと並行してパーペン政府は、六月緊急令ではなお財政健全化に重心のあった経済政策から転じて、——社会国家性の縮減とともに——景気刺激政策へと転換し、新議会招集の（ということ）は国家非常事態計画遂行の）直前の八月二八日、いわゆる「パーペン計画」を告知した。①数十億マルクの雇用調達政策、②一二ヶ月間の企業減税、③労働者の新規雇用と引き替えに一二ヶ月の間協約賃金の一定限度内の引き下げを容認すること。ただし、これは労働協約賃金の硬直性の一時的緩和であり「協約思想の価値ある核心」には触れないとされた。³⁷ この経済政策的転換は、恐慌が底を打ちつつあるとの認識および賠償打ち切りを確認したローザンヌ会議による「強制状況」の消失（リツチュル）に基づいていた。

ボルヒャルトは、ワイマル末期に緊急に必要だったのは「分配闘争」の放棄と経済の業績能力を基準とする経済政策・社会政策への軌道修正だったという点で経済史家の間に一致があるとし、だが、このような次元の問題の解決は、遙かに小さな問題ですらコンセンサスを見出し得なかった「非常に弱い国家」には無理だったと示唆したが（1982, S. 18）、今、パーペン内閣が経済に対する政治の優位、私経済と個人人の自由なインフラタイプへの復帰を掲げ、農業利益団体からのアウトトルキー化・輸入割当制・輸出入国家管理の要求を「斥けつつ」（Vgl. Schotte, S. 93ff.）新しい経済政策を掲げたとき、多くの経済的自由主義者がこれを支持した。

ブリュニングの実行能力の欠如に失望していたリュストウは、パーペン政府への交代を支持し、弟も関与していた三一年半ば以来のライヒ経済省の経済政策の実現に期待した（M. Rüstow, S. 55-58）。彼は六月中下旬には、パーペン内閣を意識的に「シュライヒャー内閣」と呼び、この

政府が積極的消極的誤りにもかかわらず予期されていたよりも安定するかもしれないと観測し、「自由経済政策ドイツ同盟」が「破産した政治的諸政党の代替」として「経済的自由主義の立場をとる諸勢力の新しい結集点」になりうるかもしれないと期待した。³⁸ F・ベームも、事務局長エッセンブルクへの書簡で、同盟が企業家自身のなかに「古典的経済思想の積極的なルネサンス」をもたらすことに成功するか否かが鍵だと述べ、自由主義の「政治的・道徳的重み」をもった自己投入・「再活性化」を期待した。³⁹

以上のように経済的政策転換がなされ、政治的には一月六日の総選挙にむけた選挙期間中の一九三二年初秋に、ドイツ新自由主義のいわば創立宣言がなされる。

（2）「経済国家」「多元主義」批判と「強い国家」の要求

創立宣言と目されるのは九月末の社会政策学会での「経済的自由主義の国家政治的前提」と題したリュストウの報告（リュストウはまもなく若干の手を入れ幾つかの経済新聞に掲載）、すぐ後に出たオイケン「国家の構造変化と資本主義の危機」論文である。⁴⁰

これらにおいて、彼らは眼前のドイツ資本主義の危機を、シュミット概念を借用しつつ、国家干渉主義と独占資本・労組など経済的社会的権力が密接に絡まり合った「経済国家」ないし「多元主義」という現象と不可分のものだとした。ここへと至る「経済と政治との相互関係」の変化をオイケンは、（1）経済が基本的に放任されていた絶対主義段階、（2）経済と国家の明確な分離を前提に資本主義の力強い成長基盤をなした一九世紀のリベラルな国家、（3）ビスマルク退陣後に始まる過渡期（「政治的経済化」）をへて国家と経済の密接な絡み合いが際

だつ「経済国家」への移行、という三段階で捉えている。そして、彼は現状をこう批判した。今日の「全体的経済国家」では、経済との密接な絡み合いのため国家が意思形成の自立性を失って経済的利益関係者たちに奉仕し、また、独占形成、関税・価格政策、各種市場の直接的価格規制により価格システムの効果的調整作用が本質的に弱体化した。このよ
うな「国家の内的な構造変化」と「資本主義の変質」のなかで、労使を問わず国家依存メンタリテイが強まり、発展の意志と能力をもった企業家の健全な展開が阻まれ、資本主義発展のダイナミズムが失われていると(S. 297-308)。リュストウも第二帝政以来の経済政策的干渉（「干渉主義と補助金主義」）を、自然の経過に逆らう「反動的」介入、とくに独占や大土地所有者団体など一握りの利益集団のための干渉主義だとし、国家が「単なる客体」にされ「貪欲な利害関係者の食い物」にされている現状を、「全体国家」ないし「多元主義」、それも「獲物としての国家」をモットーとするような「最悪の種類の多元主義」と呼んだ(S. 254)。

ところで、この多元主義の起点をどう見るかで二人の間に差異がある。ビスマルク以後に起点を求めるオイケンは、ビスマルク段階には自立的な国家と経済との区別があり、彼の経済政策・社会政策はまだ「国家理性からの干渉主義」だったとする。一方リュストウは、このオイケン論文に対するコメントをした三三年一月二五日のオイケン宛て書簡で、ビスマルクが不都合なブルジョワ諸政党を引き裂くために展開した利益政治こそが国家に対する諸集団の強欲を解き放った当のものだとした⁽⁴⁾。リュストウがビスマルクの干渉主義の作用を重視するのに対して、オイケン⁽⁵⁾は帝国の確立という政治的国家的意図の方をより重視し、ビスマルク段階の国家の自立性を強調しているのである。この点や、「経済

国家」を「国家の解体の危機」とみるところに、国家と社会を傾向的に対置させる戦前の立憲主義的思考からの国家的発想が窺われる。それは民主制に対する姿勢からも感じられる。

オイケンはこの論文で、民主化による内外の弊害を指摘し、性急に民主制という「イデオロギー」の幻想の破綻を言明した。民主化の弊害とは、国内的には政党と利益集団の影響力の増大であり、対外的には解き放たれた大衆の情熱⁽⁶⁾「デモニッシュな力」が冷静であるべき対外政策を左右し、戦後処理においても、勝敗を道徳化する大衆の気分の産物たる講和条約が敗者に押しつけられ、国際的な強い緊張と経済機構への巨大な負担を残したことを指している。後者は総力戦段階の戦争と講和の質的な変化を鋭く捉えているが、彼はそれをもって「イデオロギー」の次元で捉えた民主制に破産宣告し、このような内外政治の変化を引き起こしたのは結局のところ大衆だと、大衆民主主義への嫌悪を露わにするのである(S. 312-314, 319)。この点でオイケンには、政治的なるものを国家的なるものの領域に限定し、人民大衆を政治的なるものの周辺、埒外に位置つけた戦前の立憲主義的思考の連続性を感じられる⁽⁷⁾。一方、リュストウは既述のようにワイマルの現状を「似非民主制」と批判したが、民主制は彼にとって自明の前提であり、「経済国家」という現象についても、一九二七年までは、企業家や農業者による国家からの利益引き出しが「大衆」のそれより上回っていたとするように、労働者大衆により同情的である。右の書簡でもオイケンの大衆批判を、対外政策領域では正しいが国内の経済政策に関する限り不公正だと批判した。

このような差異を含みつつも、両者とも現状からの活路として経済と国家の絡み合いの解消を目指した。オイケン論文はごく一般的にしか触れていないが(S. 318)、リュストウはリベラルな経済と国家の関係に

ついでより立ち入っており、それをレセフェールとも計画経済とも異なる「第三の態度」、「リベラルな介入主義」——現状維持の介入ではなく、教育的財政的援助を通じての市場法則に沿った適応促進の介入のこと——と、これを可能にするための「諸利害の上にたつ強力な国家」として打ち出した。この二点こそ「私が私の友人たちと共に主張する新しい自由主義」の核心だ(『S. 252ff., 257f.』)。レプケは後年リュストウのこの報告をもって「新自由主義の誕生の時」と呼んだ。

では、そのような国家はいかにして実現するのか。彼はこの点で国家のあり方と国家の教育的課題を抽象的に述べるにとどまった。すなわち、国家は経済的諸利害との絡み合いを脱して固有の課題に自己限定し、「より高次の全体という意味で再び中立」になり、「暴力と支配によってではなく、権威と指導性によって卓越する」国家にならねばならぬ。国家の固有の課題は、すべての国家市民の中に潜んでいる「ちゃんと統治されること、全体のために統治されること」を求める「まともな核」、「よりよい半分」を呼び覚まし、人びとを「このまだ壊れていない核において捉え統合すること」だと(『S. 258』)。これはおそらくパーペン政府の国家指導がそうあるべきだとの要請でもあったろう。

(3) 「強力な国家」とシュミットの影響をめぐって

ところで、シュミットの現状批判の鍵概念を借用したことや共に大統領内閣の背後に立ったことから、初めに述べたように研究史では新自由主義者たちの議論をシュミットに引き寄せ、それとともにナチ全体国家に連なる解釈が根強い。たしかに、彼らが「全体国家」や「多元主義」という現状診断に同意し、その限りシュミットの影響を受けていることは疑いない。ベームもまた、社会政策学会でリュストウが「弱さの現れ

としての全体国家」の無能を鮮明にしたことに全面的に同意し、自分にとつてもシュミットは刺激的な影響をもっていると述べた。⁴⁴⁾

シュミットは、『憲法の番人』一九三一年版などにおいて、当時の政治的経済的現実を「潜在的に全体国家へと移行する途上にある」国家Ⅱ社会と定義した。「全体国家」とは、一九世紀ドイツの立憲主義における国家と社会の区別、両者の対抗と均衡という二元主義の反対概念であり、この区別が消失して「社会の自己組織」になった国家Ⅱ「国家になった社会」を特徴づけるものにはかならない。それは自立性を喪失した「弱い、量的な意味の全体国家」であり、多数の経済的社会的権力集団・利益集団が国家の意思形成を左右する「多元主義」「経済国家」である。既述の経済史家たちの議論からしても、これらの概念を用いたシュミットの現状批判は、そのザツハリヒな内容に関する限り、現実の一面面を鋭角的に描き出している。したがって、彼の概念をリュストウらが借用したことはなんら不思議でない。そして、両者は活路の模索においても、政治と経済の分離、それをなし得る強力な国家の要請という限りで共通である。

シュミットは三二年一月下旬の「長名連合」第六〇回総会で、「強力な国家と健全な経済」⁴⁵⁾という主報告を行った。彼はパーペン内閣と次のシュライヒャー内閣の国家非常事態計画の法的顧問を務めていた時期、その国家主義的立場から断固としてナチ権力掌握阻止の立場であった。この講演当時は、一月六日の総選挙の結果またもナチ党と共産党が過半数を占め、再び国家非常事態計画が持ち上がるような緊迫した情勢のさなかでもあり、彼の講演はリュストウの学会報告などと違い、直接に政治的Ⅱ実践的な性格をもっている。彼は、国家の統一性と「ドイツ民族という政治的統一性」を破壊し、国家の弱体化を招いた「経済国

家」「多元主義」を克服するために、国家と非国家的領域の分離を要求し、そうした「痛みをみちた外科的介入」をなしうる「非常に強力な国家」の構築が必要だと説いた。この要求は彼の鋭い危機認識から出たもので、彼は企業家に向かつて、今は即興的な憲法改正の実験——パーペイン内閣の国家非常事態計画には過去復帰的な憲法改正計画が見え隠れしていた——をする時ではない、「いわゆる前払いで権威を直接創出することが正しい」、政府は自由にできるすべての憲法的手段を使うべきだと訴えた。

ところで、強力な国家という要求に関する限り、政治的志向性を全く異にするH・ヘラーも同様である。二九年にリュストウを批判したヘラーもその翌年・翌々年には二九年のリュストウに酷似して、「民主的議会の枠内での強い政治的自立性をもった政府」が無条件に必要なと主張した。彼はリュストウ同様に「広範な裁量の自由」をもつ政府の固有の政治的指導の意義を強調して、国家を最小にし政治指導・政府の意義を否定する一切のイデオロギーを厳しく批判した⁴⁷。しかし、ヘラーの要求は一九三一年という時点でも、(議会と対抗しうるだけでなく)大統領権力の手出しをも免れうるために人民投票に訴えうる強力な政府を、ということであり、すでに二九年講演で鋭い現状認識を示していたリュストウやシュミットの右の講演に比べて、ヘラーは眼前の深刻な国家危機と鋭く切り結んでいるとは言い難い。そのことは、パーペン内閣の政策を「社会政策からの『権威的』国家の撤退、経済の脱国家化」を特徴とする「権威的自由主義」だと批判した、一九三二年一月末執筆の論文でも一層明らかである。なぜなら、そのような批判は現象面では眼前の変化を描き出しているとしても、共和国存亡の国家的危機の問題よりも「社会国家」政策の縮減に照準を合わせているからである⁴⁸。

ともあれ、全く思想的政治的志向性を異にする人びとが、異口同音に「強力な国家」を要求したワイマル末期の政治的現実を考慮の外に置き、シュミットとの共通性を介して新自由主義者たちの思想をナチ的全体国家と本質的に整合的なものと見ることは——シュミットの思想の強い影響を受けていた当時のMIIアルマックは別であるが⁴⁹——できない。両者はその立脚点と方向性においてまさに対極的である。第一に、シュミットの問題にしたのは、「国家と憲法に対する忠誠」に「社会組織に対する忠誠」が取って代わり国家の統一が脅かされている状態、国家主権の解体状況である。つまり、彼は国家の主権的統一性、これと対応する「政治的統一性としてのVolk (人民II民族)」から出発している。第二に、彼は周知のように早くから自由主義と民主制を対置し、自由主義および議会主義を時代遅れとして斥けていた。それは一つには、大衆民主主義の不可逆性を認識した彼が、民主制を同一性民主制II直接民主制として再構成・再定義して、歓呼賛同という非合理的な同意調達回路(人民の意志は喝采によって反論の余地なき自明のものになると)により、政治的統一性としてのVolkと主権的国家の統一性とを回復しようとしたからである。それは同時に、シュミットがこの「統一性」をいわば可視的な統一として実体化していることを意味する。二つには、彼が、議会制は真理に関して決定的帰結に到達することを断念し、相対的真理しか目指さないと批判したように⁵⁰、絶対的真理の存在を前提とする保守的カトリシズムの立場を堅持していたからである。これこそ彼が自由主義思想を斥ける決定的立脚点であり、すぐ後に一瞥するリュストウらの立脚点とおよそ相容れない。

第三に、シュミットはそれまでとは違い、長名連合の講演では、国家

の「弱さ」からくる「単なる量的な意味の全体国家」だけではなく、「特別に強力な国家」「質とエネルギーにおいて全体的な」国家、友と敵を区別する「全体国家」を語った。彼がこの時点で要求した強力な国家は、例外状況において友と敵の区別をするこの決断主義的な主権的国家である。この第二の「全体国家」概念には、「政治的統一」としての Volk の実体化とともに、彼がヒトラー権力掌握後にその全体主義独裁の支持者へと転ずる所以が含まれている。他方、ワイマル末期に新自由主義者たちが（MIIアルマックは別として）借用したのは、前者の意味の「全体国家」概念のみであり、彼らが要請した強力な国家は、経済的利益関係者の上にたち、価格メカニズムを回復させ、このメカニズムの機能を保障する国家であり、その限り国家は自立的で強力でなければならぬのであって、この課題は原理的に議会制デモクラシーと矛盾しない。シュミットの語彙の借用にかかわらず、諸個人の人格的自由と尊厳を決定的に重視する自由主義者である彼らは原理的に政治的多元主義に開かれている（事実、やがて右の意味での強力な国家を要請しつつも、同時に国家権力を限定し、それへのもろもろの対重を設けようとする）。リュストウは社会政策学会での報告の直前、A・ヴルフアース（スイス人の国民経済学者・法律家、政治大学の私講師）に宛ててこれから彫琢すべき「新自由主義」の基本思想の概要をメモした、タイプ打ち一〇頁に及ぶ長文の書簡を送っている。そのなかで彼は、自分にとって「自由」に自己決定する人間の共同体が最高の社会的な価値だと語り、自由と統一が一致する「完全な共同体」を理念的理想像として語り、自由と統一が対立するあらゆる場合に自分は「共同体の名において自由の側にたつ」と言明した。なぜなら「強制的共同体」ほど共同体に矛盾し、共同体を破壊するものはない、という理由からだ^①と。

保守的なオイケンにしてもその点は同様である。たしかに彼には立憲主義的思考の連続性のなかでの国家的発想が感じられた。しかし、彼のこの立場から国家と人民大衆の同一化に対する鋭い拒絶を示したのであり、歎呼賛同によって人民大衆を国家に一体化させるような発想をなんら共有していない。オイケンにおいても個人の自律・人格的自由は自明の価値である。彼に関してもシュミットとの関係をめぐる論争があるが、これを踏まえて彼の国家・法思想を研究したフィッシャーは、彼の政治的基本態度はシュミットのそれと原則的に両立しないままだと指摘している^②。

要するに、シュミットにとって自由主義は「政治的統一」としての *Recht* を解体させるものでしかなかったが、新自由主義者たちは、一九世紀的自由主義の破産をみとめ自由主義の刷新を目指している。その自由主義刷新の思想的営みにおいて、本稿が対象としたナチ権力掌握前後までの時点では、次のレプケの講演がその方向性をよく表している。

レプケはナチ権力掌握直後の「時代転換か？」と題する講演の中で、西洋何千年の遺産をナチスに對置し、それが凝縮している初期自由主義にきわめて自覚的に遡った。彼は、今やオルテガの言う小ブルジョワとインテリを先頭にした「大衆人」が支配を奪いつつあるとして、この事態を「理性、自由、人間性に対する、……何千年かけて成立した、あの明文化された、および不文の諸規範に対する大衆蜂起」、まさに「自由主義に対する反乱」だと断じた。そして、西洋文化の究極の基礎としての、何千年もかけて育まれた「包括的な自由主義」をこれに對置したのだが、それは次の三つの柱からなる。①個人を外的権威、抑圧、不寛容から解放し、自由な展開への可能性を与える自由の理念（政治的自由をその核心とする、J・S・ミルが説いたような「市民的自由」）。②

理性の理念。③ギリシア・ローマの古代に遡り、その後キリスト教、自然法、一八世紀哲学が発展させた人間性の理念。レプケは、このような自由主義思想は、最終的には「民主制の思想に注ぎ込む」としながら、自由主義と民主制の関係についてこう述べた。「自由主義が民主制を要求するのは、自由主義が民主制に飲み込まれないように配慮する、限界付けと保証を民主制が備えているという前提条件のもとでのみである」と。民主制の暴走に対する保証とは、初期自由主義に起源をもつ（法治国家、権力分割、代表制など）「自由主義的民主制の諸制度」のことであり、「寛容、思想・意見・出版の自由、フェアプレイ、討論」がその前提である。レプケはこのような意味での「リベラルな民主制」が共同体の最高の形態だとした。^④この内容は後にB・コンスタン、トクヴィルやJ・S・ミルに言及しつつ、フランス（革命）型民主制を斥け、「純粹な民主制」ではなく様々な「別の原理」が混合されたスイス、アングロサクソン、北欧型に範をとる「健全な民主制」として深められている。

5 結びに代えて

ナチ権力掌握と対峙したレプケを見た後だが、もう一度その前に話を戻そう。「新自由主義」創立宣言の後、十一月の総選挙（再びナチ党と共産党が過半数）、第二回非常事態計画、パーペン失脚とシュライヒャー内閣の成立と事態は急激に展開した。シュライヒャーは三三年一月半ばに国家非常事態計画で乗り切ることを決意するが、大統領の同意が得られず挫折し、一月末ヒトラーが権力の座に着くのである。早くから、また、近年ワイマル大統領体制への偏見なきアプローチが開かれるに伴

い改めて、様々な研究者が指摘するように、憲法改正放棄を言明し雇用創出の緊急課題一点に絞って危機打開を図ろうとしたシュライヒャーの国家非常事態計画は、実力行使によつてナチ権力掌握を阻止し、一時軍事独裁になろうともやがてノーマルなワイマル憲法体制に復帰しうる可能性を孕んでいた。^⑤シュライヒャー内閣についてリュストウはこう記したという。「乗馬靴を履いたヘルマン・ミュラー！ 勇気を失わないことは難しい。しかし全くのどん詰まりには、そこから全環境を根本的に変革しうるアルキメデスの点が発見されるに違いないという期待がある」(M. Rust, S. 58)。彼は、非常事態計画遂行後の新政府の経済相に予定されていた。

さて、ドイツの新自由主義が名乗りを上げる文脈は、ワイマル社会国家が陥つた経済的な袋小路・これに重畳した世界恐慌の深甚な影響と政治的危機とが一致した鋭い国家危機の局面であった。議会制統治の自壊から議会の完全な「機能麻痺」へと至った局面で、新自由主義者たちは、良くも悪くも残る唯一の選択肢だった大統領体制を支持し、一九三二年秋、「リベラルな介入主義」と経済的利害関係者から独立した「強い国家」を柱とする新自由主義を打ち出した。要請されたこの「強力な国家」の内実はシュミットのそれと本質的に異なり（彼の影響は特定の歴史的背景で生じたごく表層的なものである）、新自由主義を思想的にシュミットやナチ全体主義体制に繋ぐことはできない。しかし、両宮の労作が描いたような国内残留組のナチ体制下での協働が、自由主義的経済政策実現の条件をナチ体制の「強い国家」（＝政治の優位）とその政策に見てのことだろうことは想像に難くない。ナチ経済がある時期までこの期待と両立しえたことと両者の協働の実態を明らかにしたことが、両宮の大きな功績であろう。ナチ体制下での「協働」と

(一九三八年以降の)「抵抗」との並行、一刀両断にできないであろう関係の考察は今後の課題としたい。

注

※文献注は最小限にとどめ、副題も省略した。再出以降は本文中に略記した。

なお、政党名は以下のように略記した。SPD＝ドイツ社会民主党、DDP＝ドイツ民主党、Z＝中央党、BVP＝バイエルン国民党、DVP＝ドイツ国民党、DNVP＝ドイツ国家国民党。

- (1) 権上康男編『新自由主義と戦後資本主義』、日本経済評論社、二〇〇六年参照。
- (2) 社会・政治思想としての面に重点をおいたこの思想の概略について拙稿「オールド・自由主義思想の形成」『土地制度史学』第一七一号、二〇〇一年を参照。
- (3) 両宮昭彦『競争秩序のポリテイクス』、東京大学出版会、二〇〇五年(本書への拙評『歴史と経済』第一九三号、二〇〇六年)、同「ドイツ新自由主義の形成」権上編前掲書所収、同「競争秩序とリベラルな介入主義」『歴史と経済』第一九一号、二〇〇六年。
- (4) D. Haselbach, *Autoritärer Liberalismus und Soziale Marktwirtschaft*, Baden-Baden 1991, S. 17ff., 53ff., 78ff., 94 ; C.-D. Krohn, *Wirtschaftstheorien als politische Interessen*, Frankfurt / New York 1981, S. 174.
- (5) 拙著『保守革命とナチズム』、名古屋大学出版会、二〇〇四年とその後書き、拙稿「ワイマル共和国研究あるは学問的議論の深化のため」、『大阪外大ドイツ語教員編』『Sprache und Kultur』、二〇〇七年参照。
- (6) W. Conze, „Die Krise des Parteienstaates in Deutschland 1929/30“, in: *Historische Zeitschrift* (以下HZ), Bd. 178, S. 53.
- (7) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. 7, Stuttgart 1984, S. 629f.
- (8) E. Lederer, „Probleme des deutschen Parlamentarismus“, in: ders., *Kapitalismus, Klassenkultur und Probleme der Demokratie in Deutschland 1910-1940*, Göttingen 1979, S. 194f.
- (9) K. Meyer-Rust, *Alexander Rüstow: Geschichtsdeutung und liberales Engagement*, Stuttgart 1993, S. 17-39.
- (10) A. Rüstow, „Diktatur innerhalb der Grenzen der Demokratie“, in: *Verteilungsjahreshefte für Zeitgeschichte*, Jg. 7, H. 1, 1959.
- (11) 尾吹善人訳『憲法理論』、創文社、一九九〇年、四二九―四三五頁。
- (12) Rüstow an Eucken, 22. Feb. 1930, in: *Bundesarchiv Koblenz* (以下BA), N/1169 (Nachlaß Rüstow), Nr. 2.
- (13) 雀部幸隆『公共善の政治学』、未来社、二〇〇七年、第二部第四、六章参照。
- (14) Ch. Gussy, *Die Lehre von Parteienstaat in der Weimarer Republik*, Baden-Baden 1993, S. 106.
- (15) H. A. Winkler, *Der lange Weg nach Westen*, München 2000, S. 485.
- (16) W. Conze, „Die politischen Entscheidungen in Deutschland 1929-1933“, in: ders. / H. Raupach (Hg.), *Die Staats- und Wirtschaftskrise des Deutschen Reiches 1929/33*, Stuttgart 1967, S. 206f. ; Conze, a. a. O., S. 77-81 ; H. Schulze, „Das Scheitern der Weimarer Republik als Problem der Forschung“, in: K. D. Erdmann / H. Schulze (Hg.), *Weimar: Selbstpreisgabe einer Demokratie*, Düsseldorf 1980, S. 32 ; H.-H. Hartwich, „Parteien und Verbände in der Spätphase der Weimarer Republik“, in: ebd., S. 80.
- (17) R. Hillerding, „Der Austritt aus der Regierung“, in: *Die Gesellschaft*, Bd. 7,

- 1930, Heft 1, S. 389f.
- (18) Rüstow, „Die Staatsautrität im Arbeitskampf“, in: *Europäische Revue*, Bd. 4, H. 10, 1929, S. 588-594.
- (19) Winkler, *Weimar 1918-1933*, München 1993, S. 341f.
- (20) J. W. Bähr, „Sozialer Staat und Industrielier Konflikt“, in: W. Abelshäuser (Hg.), *Die Weimarer Republik als Wohlfahrtsstaat*, Stuttgart 1987, S. 185.
- (21) D. Schriffmann, „Der Staat als Arbeitgeber und Schlichter“, in: ebd., S. 214f.
- (22) K. Borchardt, „A Decade of Debate about Brüning's Policy“, in: J. B. Kruedener (ed.), *Economic Crisis and Political Collapse*, New York etc. 1990, pp. 139ff.
- (23) W. Abelshäuser, „Erhard oder Bismarck?“, in: *Geschichte und Gesellschaft* (Zf. GG), 1996/H. 3, S. 382ff.
- (24) Rüstow, „Der Weg durch Weltkrise und Deutsche Krise“, in: *Europäische Revue*, Bd. 12, Jg. 6, 1930, S. 879-882.
- (25) W. Röpke, *Der Weg des Unheils*, Berlin 1931, S. 24.
- (26) Eucken an Rüstow, 21. Feb. 1930 ; Rüstow an Eucken, 22. Feb. 1930, in: BA, N/1169, Nr. 2.
- (27) Vgl. K. Borchardt, *Wachstum, Krisen, Handelspielräume der Wirtschaftspolitik*, Göttingen 1982, S. 165-224 ; ders., „Noch einmal. Alternativen zu Brüningswirtschaftspolitik?“, in: *HZ*, Bd. 237 (1983), S. 198. 「強制状況」のごとくは次を参照。八林秀一「ワイマールからナチズムへ」社会経済史学会編『社会経済史の課題と展望』、有斐閣 一九九二年。
- (28) 同「ワイマール期ドイツ経済体制・経済政策をめぐって」『土地制度史学』第二四二号、一九九四年。
- (29) M. Spoerer, „Weimar's Investment and Growth Record in Intertemporal and International Perspective“, in: *European Review of Economic History*, vol. 1, 1997, p. 288 ; 兩宮「ドイツ新自由主義の生成」九三頁 ; A. Ritschl, *Deutschlands Krise und Konjunktur 1924-1934*, Berlin 2002, S. 71, 76, 83f., 93.
- (30) Borchardt, 1982, S. 201f., S. 205 ; ders., 1990, p. 150. 彼の説に好意的なクリューナーは勿論のごとく、ケインズ政策は可能だったとしてポルビャルト批判に連なるCh・メイヤーも、生産性を上回る賃金上昇ごう主張を支持し、かつ、ワイマール社会国家が客観的に加重負担だったこと、国家による経済への介入が過剰すぎたという教訓を確認しつつも、J. B. v. Kruedener, „Die Überforderung der Weimarer Republik als Sozialstaat“, in: *GG*, 1985, H. 3, S. 374 ; Ch. Meyer, „Die Nicht-Determiniertheit ökonomischer Modelle“, in: ebd., S. 281, 288-294.
- (31) W. Pyra, „Weimar“ in der bundesdeutschen Geschichtswissenschaft“, in: Gusy (Hg.), *Weimars lange Schatten*, Baden-Baden 2003, S. 53ff. 前掲 拙稿「二〇〇七年」一〇九—一〇頁参照。
- (32) A. Kunz, „Zur Interpretation des Artikels 48 Abs. 2 WRV 1930-33“, in: R. Grawert u. a. (Hg.), *Offene Staatlichkeit*, Berlin 1995, S. 400-407 ; Th. Wisser, „Die Diktaturnmaßnahmen am Juli 1930“, in: ebd., S. 416-425.
- (33) Vgl. E. Fraenkel, „Verfassungsproblem und Sozialdemokratie“, in: *Die Gesellschaft*, 1932, S. 495-498.
- (34) Rüstow, „Der Weg durch Weltkrise“, a. a. O., S. 873f., 882-884 ; Röpke, *Der Weg des Unheils*, S. 24, 61f. なお詳細な書誌は省略するが、『甲南経済論集』に一九八八年以後連載された藤本建夫のレブケ研究がある。
- (35) H. Janssen, a. a. O., S. 27-44, 418-423 ; A. J. Nichol, *Freedom with Respectability*, Oxford 1994, pp. 49-55 ; Meyer-Rust, a. a. O., S. 54f.
- (36) M.-Rust, a. a. O., S. 49 ; 兩宮前掲書一〇八一—一〇九頁。

- (37) Huber, a. a. O., S. 1075 ; W. Schotte, *Der neue Staat*, Berlin 1932, S. 109ff.
- (38) Rüstow an Fritz Kem, 18. Juni 1932 ; Rüstow an Eucken, 25. Juni 1932, in: BA, N/1169, Nr. 2.
- (39) Böhm an Eschenburg, 19. Okt. 1932, in: ebd., Nr. 26.
- (40) Rüstow, „Die staatspolitische Voraussetzung des wirtschaftlichen Liberalismus“, in: ders., *Rede und Antwort*, Ludwigsburg 1963, S. 243-258 ; W. Eucken, „Staatliche Strukturwandlungen und die Krisis des Kapitalismus“, in: *Weltwirtschaftliches Archiv* 36 (1932).
- (41) Rüstow an Eucken, 25. Jan. 1933, in: BA, N/1169, Nr. 2.
- (42) 有名な立憲主義的国家観にGusy (Hg.), *Demokratisches Denken in der Weimarer Republik*, Baden-Baden 2000, „Einleitung“ (Gusy) ; ders., *Die Lehre von Parteienstaat*, a. a. O.
- (43) Rüstow an Eucken, 25. Jan. 1933, in: BA, N/1169, Nr. 2.
- (44) F. Böhm an Rüstow, 27. Okt. 1932 ; Rüstow an Böhm, 19. Nov. 1932, in: ebd., Nr. 26.
- (45) 川北洋太郎訳『憲法の番人』、第二法規、一九八九年。
- (46) Schmitt, „Starker Staat und gesunde Wirtschaft. Ein Vortrag vor Wirtschaftsführern“, in: *Volk und Reich*, 1933, Heft 2, S. 83-94.
- (47) H・ヘラー、今井弘道他訳『国家学の危機』、風行社、一九九一年、一四七―一六二頁。
- (48) 同、二〇二頁、二〇三頁。安舟州もワイマル末期のヘラーについて、権力関係のリアルな分析を欠き、共和国にとって絶望的な政治的現実をリアルに認識した形跡はなく、最後まで樂觀主義的だったと述べている。「ヘルマン・ヘラーにおける『過渡期社会』の政治理論」、『報政治学』、二〇〇二年、九二頁、九四頁。
- (49) 当時のミールマックは理念の自己実現としての歴史や国家を語ってヘーゲル主義的であり、理念によって国家が獲得するダイナミックな方向性を基準にした友と敵の区別、決断主義的政治を唱えた。Müller-Armack, *Staatsidee und Wirtschaftsordnung im neuen Reich*, Berlin 1933, S. 19-27. 彼が、研究史との関係で重要なスケラートのイタリア・ファシズム論は本稿では紙幅の関係で割愛した。
- (50) 稲葉素之訳『現代議会主義の精神的地位』、みずす書房、一九七三年、六一頁。
- (51) Rüstow an A. Wulfers, 24. Sept. 1932, in: BA, N/1169, Nr. 28. 彼は、自由で自立的な諸個人を共同体に統合する「倫理的に是認できる非合理的および伝統的紐帯」を重視する。そして、人間は本来的に社会的存在であり、競争自体に統合力はなく、市場経済はもろもろの非合理的な領域を「縁」としてもち、その内部での「飛び領地」としてのみ可能だと述べて、のちの「秩序自由主義」への萌芽を覗かせている。
- (52) Vgl. Th. Fischer, *Staat, Recht und Verfassung im Denken von Walter Eucken*, Frankfurt u. a. 1993, S. 69, 111-115, 130f., 150-160.
- (53) Röpke, „Epochenwende“, in: ders., *Wahrnis und Wahrheit*, Erlenbach-Zürich 1962, S. 106-119, 122-124.
- (54) 前掲拙著および拙稿、二〇〇七年、雀部前掲書第一部など参照。
(おの きよみ・大阪大学教授)